

第414回山形海区漁業調整委員会議事録

1 日時、場所 令和4年6月21日(火)午後1時30分～同4時23分
山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課 大会議室

2 報告事項

- (1) 特定水産資源(くろまぐろ(小型魚))の令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について
- (2) 大中型まき網漁業者と沿岸漁業者の調整会議に係る今年度配布資料について
- (3) その他

3 議事

第1号議案

めばる刺し網漁業の有効期間について(諮問)

第2号議案

小型いか釣り漁業の公示について(諮問)

第3号議案

手繰第一種漁業(機船手繰網漁業)の公示について(諮問)

第4号議案

令和4管理年度における特定水産資源の知事管理漁獲可能量について(諮問)

第5号議案

新潟・山形・秋田3海区連絡協議会の提出議題について

4 出席者

山形海区漁業調整委員会

会 長 加藤 栄

会長代理 池田 亀五郎

委 員 鈴木 重作、飯塚 厚司、本間 和憲、佐藤 一道、伊原 光臣、
佐藤 栄一

山形県漁業協同組合総務部指導課

課 長

佐藤 健

山形県農林水産部水産振興課

水産行政主査

渡邊 洋子

山形県水産研究所

副所長

高澤 俊秀

山形県庄内総合支庁水産振興課

課長

加賀山 祐

課長補佐

高橋 申明

月峯船長

菅原 雅直

山形海区漁業調整委員会事務局

機関長 齋藤 勝三
漁業調整主査 佐藤 由夏
海区漁業調整主査 大川 恵子

5 傍聴者

なし

6 審議の概要

事務局 これより第414回山形海区漁業調整委員会を開会します。初めに会長より御挨拶をお願いします。

会長 皆さん、今日は午前中漁協の総代会ということで、午前午後とお忙しいところありがとうございます。今日は、総代会、かなり厳しい決算内容の発表がありました。ざっと計算して、要は令和3年度は、目標の漁獲額でも若干赤字が出るのですよね。で、令和2年度と同額の水揚げだと収支トントン、それが令和3年度の決算結果だと思いますけど、ということで、目標額を達成しても赤字という厳しいものだったと思います。利益体制にすべく、改善をという話もあったのですが、結構難しい話かなというふうにも聞いておりました。漁協の経営改善、利益体制の変更ということについては、我々海区の方でできることには限りがあるかもしれませんが、我々としてもできる限りのことは協力していかなければならないのではないかなというふうに感じた次第であります。今日は結構案件がありますけれども、明日のより良い漁協を作るために皆さん慎重に協議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局 はい、ありがとうございました。次に、議事録署名委員の選出に入ります。議事録署名委員は当委員会規程第12条により、会長及び会長の指名する2名以上の委員となっております。会長、指名をお願いいたします。

議長 それでは、今日の議事録署名委員、御出席の中から鈴木委員と飯塚委員、この二人にお願いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

一同 はい。

議長 では、お二人よろしくお願ひいたします。

事務局 それでは、報告及び議事の前に配布資料の確認をさせていただきます。(資料の確認を行う) それでは、皆さま資料の方はお揃いのようなので、会長に進行をお願いいたします。

議長 はい、それでは次第に従いまして進行させていただきたいと思ひます。まず、報告事項の方から進めさせていただきたいと思ひます。報告事項の1番目、特定水産資源くろまぐろ(小型魚)の令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、これにつきましては、庄内総合支庁の水産振興課の方から報告をお願いします。

大川主査 クロマグロの令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更に関する取扱い

については、前回の委員会で事前にお諮りさせていただき、追加配分については全量を「山形県くろまぐろ漁船漁業」に配分することとさせていただきました。

その後、5月20日に農林水産大臣から「くろまぐろ(小型魚)」についての変更の通知があり、報告資料にありますように、変更後の小型魚として600キロの増で、26,100キロが示されました。これは、他県で誤って消化率メリットを適用していたものがあり、その誤り分を適用される都道府県で再分配したものです。

これにより、速やかに小型魚の都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量を26,100キロ、知事管理区分に配分する数量について、「山形県くろまぐろ漁船漁業」を26,000キロに変更し、ホームページで公表いたしました。

簡単ですが、以上です。

議長 はい、ありがとうございます。ちなみに、差し支えなければ、その他県というのはどこなのですか。

大川主査 岩手県だったと思います。

議長 あ、そうなんですか、はい。ということで、今の報告内容につきまして、皆さん何か質問、御意見等ありましたらお願いします。

一同 (特になし)

議長 よろしいですかね、特にございませんね。はい、では報告事項の1番目につきまして、みなさん了解ということで、次に報告事項の2に移らせていただきたいと思います。報告事項の2、大中型まき網漁業者と沿岸漁業者の調整会議に係る今年度配布資料についてということで、これについては事務局の方から説明をお願いします。

事務局 はい、大中型まき網漁業者と沿岸漁業者の調整会議に係る今年度配布資料についてでございます。報告2の資料を御覧ください。毎年水産庁主催で開催してまいりました大中型まき網漁業者と沿岸漁業者との調整会議については、今年度は書面で注意事項を関係者で確認するという事になった旨御説明し、情報共有等はまた御報告させていただくことにしております。

今回、水産庁新潟漁業調整事務所から注意事項等の関係資料をいただきましたので、御報告させていただくものです。

飛島沖会議での情報を1ページ目から12ページまで一とお示ししておりますが、大中まき網が山形県沖合海域に出たり入ったりする際には従来通り2ページ目の資料にありますように連絡する体制となっております。旗については、漁協所属船は黄色の旗を掲げることとなっております。ピンク色の旗については漁船がつけている場合もあるし、プレジャーでつけている場合もあるため参考に記載されているものと思います。また、5ページ目からは山形県漁協と北部日本海まき網漁業協議会船主部会で締結している協定についてお示ししております。10ページから12ページまでは水産研究所から提供された情報で、7月に予定されているカニかごを用いたズワイガニ調査の調査地点と今年度の最上丸の運航計画表となっております。また大瀬沖会議での情報については13ページから15ページまでお示ししているとおりですが、このように書面で注意事項等の情報を共有し、安全操業に努めることとしておりますので、御報告いたします。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございます。ただ今の報告につきまして、皆さん質問、御意見等はありませんか。

伊原委員 大川さんの声がよく聞こえないです。

事務局 申し訳ございません。もう少し声を張って、すみません。

議長 今の説明でとか、聞こえにくいところあれば再度御説明をしたいと思います。どこかありますか。

伊原委員 いえ。

議長 いいですか。

伊原委員 はい。

議長 私の声は聞こえますか。

伊原委員 はい。

議長 はい。では、私から逆に皆さんに聞きたいのですけれども、この黄色い旗ありますよね、これは漁業者の船の100%揚げていますか、それとも、揚げていない船もありますか。黄色い旗を揚げている割合は何割くらいなのでしょうかね。

池田会長代理 イカの承認のものではないか。

佐藤栄一委員 イカだと。

議長 イカだけですか、これ。

(県漁協佐藤課長から「イカの承認の旗は許可証と一緒に渡す」「旗の色は年により変わる」との声あり)

議長 これはイカ関係の旗で、一般の船が全部つけているわけではないのですね。この説明は漁船全部についているような説明になっていますよね。所属船はと書いてあるけどね。それから、もう1つ、ピンクの旗は漁船保険の旗なのですけれども、これは前、漁船保険に入ると景品でくれた旗ですよね。今は漁船保険に入ってもこの旗くれないのではなかったでしたっけ。

伊原委員 あげます。漁船保険に入っている人たちにはあげるし、要望があればいつでも用意しています。

議長 これは希望すればくれるのですか。私も毎年漁船保険に入っていて、以前はこれ毎年来たのですが、最近来なくなったので、最近LEDライトとかボールペンとか違うものが

くるので、今でもこれ希望すればくれるのですか。

伊原委員 はい。

議長 無料で。

伊原委員 はい。

議長 ああ、そうですか。わかりました。ということで、この今の1ページ目の資料については、漁船が全て黄色い旗を付けているわけではないということと、赤い旗は一部の漁船と一部の漁船保険に加入しているプレジャーボートが付けているということなのでしょ、表記がちょっと違いますよね。だから、本当はそれをわかるようにこの注意事項というものは表記しないとまずいのではないのでしょうか。ということで、この表記は誤っているのではないかと私は思うので、これもし関係者に配布するのであれば、次回以降、ここは直して配布した方がいいのではないかなというふうに私は考えますが、いかがでしょうか。みなさんいかがですか。

佐藤一道委員 ちなみに今年の旗は何色なのですか。黄色ではないのですか。

(県漁協佐藤指導課長より「緑」との声あり)

飯塚委員 この旗は徹底しているのか。どこで張り付けるとか。

池田会長代理 結局、イカ釣りには渡しているが、ただの漁船には渡していないだろう。

飯塚委員 実際に行っている地元の漁船には渡してなくて、海区の中だけでこういうふうに決めておいたからというのは、イマイチじゃないかなと思います。組合で渡すべきなのか、どこで渡すべきなのかわからないけれども、机の上だけでこういうふうにしてますよといったって、現実問題として地元の船には渡していないわけだから。

議長 だから、協議会に出た関係者にこの資料を渡すのであれば、ちゃんと正確に反映した文章にしないと誤解が生まれるのではないかなと。まあそれが直ちに事故に繋がるとは思いませんが、間違いのもとにはなるので、正しい内容に訂正すべきだろうと思います。ということでよろしいでしょうか。では、事務局の方も次回以降申し送りなどしてください。

事務局 はい。

議長 では、この点はよろしいですね。続きまして、報告事項その他は何かありますか。まずは、委員の皆さんから報告事項としてのその他が何かありましたらお願いします。

一同 (特になし)

議長 ないですか。では、事務局の方より報告事項その他ありましたらお願いします。

事務局 まずは、農林水産部水産振興課の方から、1つございますので、渡邊主査の方からお願いします。

渡邊主査 では、県の方から報告事項を1つ説明させていただきます。令和5年度に漁業権免許の切替えを迎えることから、切替えの準備を始めているところです。去年の12月の委員会で、おおまかなスケジュールを説明させていただきましたが、その後、定置漁業権のスケジュールについて変更となったため、今日改めて報告させていただきます。海面の共同漁業権は令和5年9月1日に切替えを迎えることになっており、定置漁業権は令和6年1月1日に切替えということで免許の時期は共同漁業権と定置漁業権とは異なるものです。知事は漁業権の免許を行うに先立って漁場計画案を作成しますが、改正された漁業法では、海区漁場計画は海区ごとに定めることになりました。なので、海面の共同漁業権と定置漁業権の免許の時期はずれていますが、海区漁場計画としてまとめて一緒に手続きをすることになりましたので、定置漁業権のスケジュールを共同漁業権とあわせて前倒しして進めることとしました。資料の方では共同漁業権と定置漁業権と分けて書いているので別々の手続きのように見えるのですが、漁場計画に関する手続きの方は同じ1つの計画として手続きをしますので、例えば海区除業計画の諮問ですとか、公聴会などは共同漁業権と定置漁業権と併せて行う形になります。

今後の予定としましては、7月から8月頃に海区漁場計画の素案を作成しまして、1ヶ月ほどパブリックコメントという形で公表して意見の聞き取りを行います。そして、パブリックコメントの結果も踏まえて海区漁場計画案を作成し、10月の予定ですが、委員会に諮問をさせていただきたいと思っております。その後海区漁業調整委員会で公聴会を開催しまして、公聴会については、前回は共同漁業権については4箇所で開催しております。今回も同じように4ヶ所で開催のイメージをしております。公聴会を開催した後、委員会での協議、そして来年2月に答申をいただければと思っております。

そして、免許切り替えの手続きの進捗状況を簡単に御報告させていただきますと、現在、海区漁場計画の素案作成に向けて準備を始めております。

共同漁業権については、1月以降、漁業権行使状況等調査ということで、県漁協の支所・出張所ごとに調査書を提出していただきました。その後、3月頃に、漁業者の方各支所・出張所ごとに集まっただいて、漁業者の方から意見聴取、意見交換を行いました。そして、4月以降、意見交換で出された要望について課題を整理し、調整を進めているところです。

そのほか、漁場計画の免許の内容では、漁場区域を緯度経度で表記したいと思っておりますので、それに向けた準備や、関係者との事前打合せ等の準備を進めている状況です。

定置漁業権の方につきましては、5月にこのスケジュールを前倒しで進めなくてはいけないということがわかりまして、6月になってから漁業権免許受有者あてに要望調書・行使状況報告書の作成を依頼しまして、6月に要望等の聴き取りを行っているところです。由良の大型定置につきましては、今後また引き続き免許の要望があるということで、7月に現地説明会を開催して、地元地区の他の漁業者への説明を予定しております。それから、鼠ヶ関の方の大型定置なのですが、聞き取りを昨日行いまして、大型定置について辞めるという意向がありまして、免許の継続は希望しないということでしたので、漁業権の放棄の手続きを今後することになるかと思っております。現在の進捗状況としてはそのような形ですが、また次回の委員会的时候には、もう少し具体的などころをお示しできると思っておりますので、また御報告させていただきたいと思っております。報告は以上です。

議長 はい、ありがとうございました。漁業権に関する定置の変更の件について詳細な説明があったわけですが、これについて皆さんから御質問等ありましたら出していただければと思いますが、何かありますか。

一同 (特になし)

議長 よろしいですか。はい、ではそのほかに報告事項、事務局の方、何かありますか。

事務局 2つほどございまして、1つ目、遊漁によるクロマグロの採捕に関する規制への協力要請という資料を御覧ください。遊漁によるクロマグロの採捕につきましては、広域漁業調整委員会指示に基づき、令和3年6月より新たな規制がかかっているところでございます。小型魚の採捕禁止と、大型魚を採捕した場合の水産庁への報告ということで、広域委員会指示として規制がされているところでございますが、更に令和4年6月からは、大型魚の採捕につきまして、1人1日1尾とする規制が新たに加わったところでございます。この内容につきまして、水産庁新潟漁業調整事務所が県内のマリーナ等を回って、マリーナの管理者等にこの広域委員会指示について協力依頼を行い、県からも県内の遊漁関係団体等あて通知して、ホームページ等でも周知を行ったところでございます。

また、6月9日に新潟漁業調整事務所が県内のプレジャーボートスポットに赴き、そこに帰って来られる遊漁船やプレジャーボートに対して、広域委員会指示の周知やそれに対する協力の要請を行うこととなりましたので、それに県職員も同行いたしました。酒田第1PBSでプレジャーボート3隻及び遊漁船3隻、酒田第2PBSでプレジャーボート1隻及び遊漁船8隻の計15隻に対して、クロマグロ遊漁の広域委員会指示について協力要請を行いました。当日はあいにく釣れない状況だったということで、クロマグロを釣って持ち帰った方には遭遇しなかったのですが、実際にお会いして協力要請を行いましたので、御報告いたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。ここ酒田安協が県内ではレジャー船の数が一番多い団体ですが、この資料もいただきまして、年1回の総会がありますが、総会の資料として全会員約500名に郵送されてきましたけれど、その中に今回の資料も入っていましたので、その会員の方にもその内容は周知徹底とまでいくかどうかわかりませんが、一応知らしめることはできたと、というようなことになっていますので、一応参考まで私の方から補足させていただきます。では今のクロマグロの採捕に関する規制への協力要請という報告事項がありましたけれども、今の報告内容につきまして、みなさんから何かありましたらお願いいたします。

一同 (特になし)

議長 では、私から1つ。この水産庁のホームページにQ&Aがあるのでありますが、これを読んで私1つ感じたことがあるのです。何を感じたかということ、Q2で採捕とはどのような行為を指すのかというのがありますね。で、そこには、自然に生育する状態にある水産動植物を人の所持その他事実上の支配下に移す行為をいいますと書いてあるのですね何が言いたいかというと、水産庁のやっていることに別に文句を言いたいわけじゃないんだけど、何か抜けているのではないかなといつも思っているのですよ。で、私が

思ったのは、これはQ4のところで、これはクロマグロが死んでしまってもリリースしてくださいと書いてありますよね。つまり死んだクロマグロが海に投げられるわけです。それは生育してないのです、死んでいるのです。という、それを拾う行為はQ2の採捕にはならないのではないかと。だから、死んでリリースしたやつを拾ってもいいのかな。たぶん、水産庁としてはダメと言いたいのだろうけど、このQ&Aだと、ダメって書いてないのではないかと。これちょっと水産庁にそここのところ詰めが甘いからそここのところも明確にした方がいいのではないかとというふうに私はだれかが意見を挙げた方がいいような気がするんですよ、どうでしょうかね。これ、県の方で水産庁に対して意見言えませんか。これこのままだったら、死んでリリースしたやつを拾ったって、規制対象にならないよね。揚げ足をとるつもりじゃないんだけど。

加賀山課長 こちらの方から、担当レベルになりますけれども、こういう表現だとかこういう意見があったということはお伝えできると思いますので。

議長 誰がそんなことを言っているのだと言われたら、山形の会長が言ってたって言ってください。

加賀山課長 会長から言ってもらった方が早いかなと思っておりますが・・・。

議長 お願いします。ちなみにマグロ釣りしている人が酒田安協の会員に結構いますけど、やっぱり1尾ということになったので、こういう傾向が出てきました。お客さんを乗せている遊漁船はやっぱりマグロ釣りにいきますよ。結構1匹狼で1人で釣りに行っている人がいるんですよ、やっぱり何人か、私の知っている人もいますけど。その1人で行く人が、行かなくなったんですよ。理由は簡単なんです。だって、飛島まで行って、グルグル走り回って帰ってくると我々軽油だから、重油よりも更に高いじゃないですか、燃料代がかかるんですよ。で、持ち帰りが1尾だと、たぶんペイしないんですよ、燃料代で。なので、お客さんを乗せる遊漁船は依然として出漁数が多いですけど、今言ったように、1人で釣りに行っている人たちはあんまり釣りに行かなくなりました。ということは、やはり、1人で行っている人も、たぶん1回で何本も釣って、2本目以降は換金していたのだと思います、私の想像どおり。なので、まず、私は1人で行く人が特に激減していると思います。純粋に燃料代は使ってもいいから私はマグロ釣りを楽しみたいという人はいるだろうけど、どうも行かなくなった船を見るとああなるほどな、と、たぶんマグロ釣りは転売目的なのだろうなということをもっとわかってきましたので、一応情報として提供しております。私、個人で行っている人2名知っていますが、2名とも行かないですね。あと、1隻は、でもマグロ面白いから、漁師のはえ縄の手伝いしているという人がいました。ああそういう楽しみ方があるのだな、と思いましたけど。では、この件は特に皆さんから御質問ありませんか。はい、では、事務局からもう1件その他の報告がありますか。

事務局 はい。お配りさせていただきました報告その他と書いてある資料で、ケンサキイカ漁にかかる漁業者意見交換会時の意見等という資料がありますので御覧ください。1枚目にA41ページで出てきた意見の概要をまとめております。2枚目、3枚目には、もっと細かくと言いますか、実際の御意見をいただいたときは支所ごとに共同漁業権のお話を伺うのに合わせてケンサキイカのお話をお伺いしたのですが、A3の方に書いてありますとおり、吹浦支所から念珠関支所までそれぞれ日付と場所、オンラインで行った

か、現地で行ったかということで意見交換の日程等がA3の方に載せております。そして、各支所からの御意見等をまとめたものが1枚目のA4の資料となっております。その後ろにはケンサキイカの漁獲量のデータを載せております。それぞれの意見交換のときに、出た意見をまとめたA4の方を御覧ください。テーマ5つほどにまとめられると思ってこちらに書いておりますが、まずは、制限・条件に関するようなところにつきましては、1ということで記載しております。光力については10キロワット以内等光力の規制は必要だという御意見、それはどの支所でもお聞きしたところです。あと、区域につきましては、共同漁業権の外を望む御意見が非常に多かったです。あと、ごち網の操業期間、5月15日から11月30日まで操業期間になりますけれども、ここについては、漁場が競合するために、ケンサキイカを同じ漁場でやってもらっては困るということで難しいという御意見がありました。同様に底びきの方も9月1日から翌年の6月30日までが操業期間になっておりますけれども、その操業期間のケンサキイカ漁となりますと、漁場が競合する場合トラブルになる可能性があるということで御意見いただいたところです。そして、手釣りはいいけれども、機械釣りは遠慮してほしいという御意見もありました。また、将来的にケンサキイカの漁獲量が多くなってくれば、例えばサイズ別やオスメス別で漁獲の量的なところに制限をかけた方がいいだろうという御意見、あとはメスをリリースするなど、持続的に資源を活用していくためにできることを配慮していく方がいいという御意見がありました。また、これは温海の方の御意見でしたが、大瀬のラインよりも沖の方で、しかも光力の方は絞った操業をお願いしたいといった御意見もありました。また、ケンサキイカについては、実際に試験操業をやってみないとどういった影響があるのかとか、なかなかわからないからやってみるべきとの御意見もありました。2つ目としまして、1番と重複するようなところもありますけれども、他の漁業、魚種への影響等につきましては、刺し網に魚がかかなくなるんじゃないかという御意見ですとか、刺し網の網を揚げるのにケンサキイカの船が来ていると影響があるんじゃないかといった御意見もありました。あと、サワラ釣り等の日中に釣れる魚が釣れなくなる影響が出るのではないかとの御意見もありました。また、定置をやっている方からは、定置のそばで火光利用した操業があるとやはり定置の方に影響があるだろうといった御意見もありました。底びき網、ごち網については前述のとおり影響があるとの御意見がありました。あと、大型船の火光利用の操業は小型船の商売が成り立たなくなるとの御意見もありました。また、火光利用をすると産卵期の他の魚に影響が出るだろうから困るといったような反対意見がありました。

3. 地区の現状やルール等について、お話いただいたものを挙げておりますが、吹浦支所では、地元の本釣漁業者がいないから、むしろ他の地区から来る船の影響がこの地区では大きいのですよといったお話がありました。酒田の方では、協定によって共同漁業権漁場では火光釣りが禁止されているといった地域ルールがあるという話もありました。あと、加茂では着火船でもケンサキイカを始める人が出てきているという話をお伺いしたところです。念珠関の方では、地元で火光釣りをやっている人がいないので、具体的なところはなかなかわからないようなお話だったと思います。

4. 遊漁についてですが、ケンサキイカをとるのは漁業者よりも遊漁の方がむしろ圧倒的に多いのだといったお話をお聞きしたところです。あと、遊漁についてはライセンス制を設けてもいいと思うとの御意見もありました。そして、漁業と遊漁の光力規制を平等なものにしてもらいたいといった要望のような御意見もありました。

そして、その他といたしまして、研究所にせっきく最上丸ができたのだから、どの位まで光力を抑えても釣れるのかだったり、水温的なところなど観察して課題として挙げて研究してもらいたいといった御意見もありました。そして、団体で意見を集約しても

らうのがよいとの御意見もありました。ケンサキイカは単価の高い魚種であり、夏場の有望な漁獲魚種になり得るのではないかと御意見もありました。

県の方では、こういった御意見をお伺いしまして、まず、ケンサキイカがどういったところで、いつ頃、どれくらい獲れるのかといった基礎的な情報が全くないというのが正直なところで、試験操業の方からやってみてルールを設けていきたいというふうに今考えているところです。

一番最後の資料で、ケンサキイカの漁獲量についてお示ししたものがあありますが、一番下が今年度のケンサキイカの推移になっているのですが、ちょっと今年はケンサキイカがあまり獲れていないような状況があります。これは5月までの集計をお示していますけれども、今6月後半になったところですが、定置で1日4キロとか2キロとか、多いときで8キロとか、あまり獲れていない状況になっております。今年のケンサキイカは山形県に分布があまり見られず終わってしまうのではないかなと思っております。数がある程度獲れるようであれば、試験的な操業もできるかと期待していたところではあったのですが、ちょっと今年は難しいのではないかなといった印象を受けております。鳥取や島根なども今年あまりケンサキイカがよくないようなお話も聞いておりますので、試しにやってみるといふ条件が今年は合わないかもしれないなというところで、状況を見ながらできれば試験できるところからやってみたいなと思っておりますが、今の状況だとちょっと難しいかもしれないというところです。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。今の報告について、皆さん御質問等ありましたらお願いいたします。

一同 (特になし)

議長 私から1点いいですか。資料1枚目の制限・条件についてのところで、御意見の中で手釣りはいいけど機械釣りはダメという意見があったということなのですが、ここでいう手釣りというのは、まさしく仕掛けを手でたぐるという意味なのか、それとも、手巻きのドラムなども手釣りになるのか、これはどういった意味なのか。だって、これ手でラインをたぐるって大変だと思うけど。

池田会長代理 竿出ないのか。ヤリイカも竿でやっていると言っていたから。データから見ると、他釣りというのが年々増えているだろう。これが竿でやったもの。

議長 浅いからパッと釣れるからね。

池田会長代理 年々釣れるとなると船が余計に出て行っているのかなと思う。

佐藤一道委員 この意見交換の集約をしたのは、やっぱりこのままこの委員会で委員会指示等の検討をするときの参考意見にするということでしょうか。

事務局 もちろんゆくゆくはそれも、貴重な御意見ですので、定めるときは参考にさせていただくことになると思います。

佐藤一道委員 そうすると、大まかに次の委員会指示を出すときにはどんなスケジュールになっていくのでしょうか、というのは、これだけ意見が出てきたので、よくこれを理解

して、次に議案が出てきたときにはそれを加味した形で委員会の議論になると思うのですが、この他に研究所のデータもあれば、もっと操業実態とか隻数とか辞めた船があるのかなのかとか、そういった影響が2022年の実績に何か影響しているのか、そういう別の視点の検討もいるのではないかと思いますので、今すぐということではなくて、今後更にこの委員会指示等に影響してくるようなものであれば、これはこれとして貴重な情報として、今後どういう取り扱いをするかなどということを経後1人1人が検討して、更にもう少し違う角度からみたデータ収集等が必要になってくると思ひました。

議長 御意見として承りたいと思ひます。まあ、結局委員会指示を出すことを検討となると、ある程度ケンサキイカやる、やりたいという人が増えてきて、他漁業とのバッティングとかそういったことも危惧されるような状況になって初めてじゃあ他漁種との調整も考えて一定の指示を、というようなことになると思ひますのですけどね。ただ、現状はどうなのですかね。底びきも狙っているわけじゃないし、定置も狙っているわけじゃなくて、底びきと定置以外というといか釣り、その他の釣り、ということになるのでしょうか、これはまあ非常に量も少ない状況なので、まだ他漁種とバッティングするという状況までは来てないのですよね。皆さんいかがですか、現状。わかりますか、だいたいどのくらいの人が釣りを試みているのかって。

鈴木委員 ちょっとその質問に対するものではないですが、いいですか。一番最初にこのケンサキイカの問題が出た時には、今の火光釣りの規制の中でこのケンサキイカの火光釣りが可能かというその議論で、5トンという縛りもあり、ということで、現時点ではダメですよとなつての、意見交換、現時点での集約という流れになっているのですけど、ちょっと聞きたいのですけど、じゃあ火光釣りとは別にケンサキイカ用の何か委員会指示的なものを今後作っていかうか、みたいな流れなのでしょうか。

議長 2つありますよね。まず、例の火光釣りの規制の中で、あれはスルメイカだけ除外ですからね、ケンサキイカは除外対象ではないわけですよ。それを除外しようかという方面での委員会指示ということもあるでしょうし、あれはあのままキープし、更に今言ったように他漁種との調整等を考えてあれはあのままにして、他に火光釣り以上の規制を加える。つまり、5トン未満でやる者に対して更なる規制を加えるという委員会指示もあるだろうし、いろんなバリエーションがあると思ひます。それは今言ったように、どんな人がやりたがっているかということと、他漁種に対する圧力みたいなものがどの程度かかるかということにもよるのではないのでしょうか。そのための実態をまず把握しないといけないということですよ、おそらく。

鈴木委員 じゃあ、今後の規制に対してのどうするかの実態調査という、この実態報告書的な捉え方でいいわけですか。

議長 私はそう理解しているのですけど。事務局の方その点いかがですか。

事務局 実態、漁場的なところも含めて、まだわからないところが非常に多いので、ある程度把握してのどうするかという判断なのかなと考へております。

議長 それから、私わからないのですけど、これ底びきに入ったケンサキイカってやっぱり

市場に出しても値はドンと落ちるのですかね、スルメイカのとときみたいに。その辺はどんなものなのですか。ちなみに皆さんこのへんではアカイカと呼んでいるのですか。

佐藤栄一委員 そうだ。

事務局 単価的なお話ですけれども、今2015年から2021年までの単価を抑えている資料があるのですか、2015年だと、定置でキロあたり1,899円、2016年で1,798円、そのうち一番高いのが2019年で2,113円。一番安いのは1,448円で2021年です。底びきの方は、一番安いのが2017年の437円、一番高いものと、2018年に1,158円。あくまで平均単価ですが、こういった単価になっております。

議長 ああ、やっぱり底びきだと単価が下がるのですね。

事務局 あと、底びき、時期的に夏よりは前に獲れているので、それも影響しているのか、あるいは群れのものが違うのか、ちょっとそのへんはわからないのですけれども、定置で獲れるようなものよりも小ぶりと言いますか、小さめだという状況はお聞きしております。

議長 ちなみに、釣ったものはだいぶ単価がいいのですか。

事務局 他釣りだと2年間のデータしかないのですが、2020年で2,323円、2021年で1,945円となっております。

議長 ああ、やっぱり。わかりました、ありがとうございます。という状況で、まだ委員会指示の需要まではいってないかなという感じですけれども、まあそういったことも含めて方向性を含めてまず現状を把握ということから調査を継続していくということになるのではないかと思います。ただ、ケンサキイカ釣っている量によって他漁種に対して何かマイナスの影響がある、というようなことというのは現時点であるのでしょうか。例えばここにサワラ釣等日中釣れる魚が釣れなくなるなんていう意見もありますけど。鈴木さんそのへんはどうですか。

鈴木委員 南の方のように専門的にケンサキを釣るために漁をするような流れになってくれば、電気に魚が集まるということを考えれば何らかの影響があるというのはあるかもしれない。これは全てクエスチョンですけど。

議長 今はまだ具体的にそういった影響が出ているという話じゃないですよ。

鈴木委員 はい。

議長 はい、わかりました。それが今後の課題というようなことかなと思います。今すぐは委員会指示というふうなまだ状況ではないような気がしますけれども、この点は報告ということなので、この程度にとどめておいてよろしいでしょうか。また新たに情報等あれば提供いただくということで。

一同 (特になし)

議長 ではそのようにお願いしたいと思います。

議事

第1号議案 めばる刺し網漁業の許可の有効期間について（諮問）

議長 では次に議事の方に入りたいと思います。第1号議案、めばる刺し網漁業の許可の有効期間についてということで、これは諮問案件になっております。それではこれにつきましては、庄内総合支庁水産振興課から説明をお願いいたします。

加賀山課長 それでは、最初に諮問文の方を読み上げさせていただきます。（諮問文を読み上げる）。詳しくは担当の方から御説明させていただきます。御審議よろしくをお願いいたします。

佐藤主査 次のページの方に、諮問の資料をつけております。内容としまして、次期めばる刺し網漁業の許可の有効期間につきましては、令和4年8月1日から令和5年7月31日までの1年間とするということです。通常県内船の許可の期間といたしましてはあわび・なまこ漁業以外は規則において有効期間3年と定めておりますけれども、次期許可となる令和4年8月からの漁業時期のめばる刺し網漁業の許可については1年と考えているものです。その規則においての許可期間を短縮する場合においては、海区委員会に意見を聞いた上で短い期間を定めることが可能となっております。

理由としましては、現在許可されている漁業時期は9月のみとなっておりますが、昨年4月に飛島で漁業者さんの聞き取りを行った際に、8月から9月に操業したいと要望がありました。そこで特に調整が必要な他漁種もないなと考えたものですから、次の許可期間からは2ヶ月に漁業時期を拡大することとしまして、ただし、資源動向等を注視する必要があることから、通常の3年許可ではなく、1年許可とする旨を昨年の6月の海区委員会においても説明させていただいたところです。参考に制限措置の表の方を記載しております。この漁業時期が拡大することに関しましては、諮問ではなく報告としての説明ということになります。今回、漁業者さんからの希望によりまして、漁業時期を延長することによりまずは1年許可ということで許可の方は行う予定でおります。説明の方は以上になります。よろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。諮問案件ですが、これについて皆さんから御意見、質問等あればお願いします。

伊原委員 資源動向を注視するとありますが、どんなふうに資源動向を確認するのですか。

佐藤主査 はい、考えておりますのは、まずは水研の方からのデータも必要かと思っておりますが、来年すぐそのデータをもって判断するということは実際ちょっと難しいのかなと思っておりますので、3年に移行するまでには数年はかかるのかなと考えております。

伊原委員 それは漁獲高で判断するということですか。

佐藤主査 まずは漁獲高の方も判断材料としては、はい。

伊原委員 それ以外は何があるのですか。

佐藤主査 資源的なものはそういうことかなと考えているのですが、漁業調整的なところはまた別に何かあるかもしれないなというところもあって、それも含めて1年と考えております。

伊原委員 ということは、今の時点では正確に資源動向を確認する有効な情報はまだないということですか。

佐藤主査 今までのデータの方は水研からのデータの方はこちらにもありまして、それを見ると25年時点が結構多かったのですが、それからまた・・・。

伊原委員 それを漁獲高で判断するのか。

佐藤主査 水揚げ。

伊原委員 それ以外の方法があるのですか。

佐藤主査 独自にそのための調査というのは考えていなかったのですが、今の時点では漁獲高のデータをもってと考えております。

議長 あの、今新しい最上丸に登載されている魚群の重量がある程度推測できるようなそういう魚探って今最上丸に入っているのですか。そういうので調査できないのですか。

高澤副所長 水産研究所の高澤です。計量魚群探知機というのは入っているのですが、これはスケトウダラとか本当に大群をなすような魚類については調査に使われてきていて、メバルといった魚だと反応が見えても、それがメバルかどうか分からないので、結局は釣りなどによって確かめなくてはいけないので、そう一筋縄ではいかない調査になります。あまり適応例はないです、メバルなどの場合ですと。

議長 そうですか。いい魚探が入ったので、そういったことが可能なのかなと思ったのですが、難しいのですね、わかりました。そうすると、結局今のところは漁獲の推移をみるしかなかなか方法がないということなのですね。他に何かありますか。

飯塚委員 聞きにくくて同じ質問になるかもよくわからないが、2か月間に伸ばすということは当然漁業者からの要望で伸ばすことなのでしょうけれども、獲れなくて期間を長くしてもらって獲りたいのか、それともいっぱい獲れるから獲ってもいいだろうということで伸ばすのか、そのへんはどういうふうな要望が来ていたのですか。資源を守るためにこういう規制をかけているわけだけれども、伸ばしてやるという判断はどういうことで出したのか。今もいっぱい獲れる余力があったから、まだ期間を長くしていっぱいとっても資源的に大丈夫だって漁業者が言っているからじゃあ伸ばしてやろうという判断をしたのか、獲れなくてダメだからもっと期間を長くしていくらでも獲るということで伸ばしてくれという要望があったのか、そのへんの判断をどっちで見ればいいのか。我々はデータを見ているわけでもないの。

議長 2ヶ月にする需要というかね、その経緯ってわかりますか。

飯塚委員 中身なにも考えないでただ延ばしてくれと言ったからはい延ばす、延ばすためには資源を確認というか、今年1年の様子を見てからということ短く3年を1年にしたいというのはわかるけれども、1ヶ月のところを2ヶ月間に延ばすというところはどうか中身で延ばした方がいいと判断したのか聞いているわけだ。

佐藤主査 はい。9月1ヶ月ほど天候の関係があり。

飯塚委員 いやな質問かもしれないけど、資源を守るために規制をしているわけだろう。いいですよ、だめですよというのは何かいっぱい獲れるからもっとととっても大丈夫だよというのか、獲れないからもっと日にちをとってやると資源を枯渇してしまうわけだから、と思って今聞いてみたのですけれども。

議長 私の穿った見方かもしれないけど、8月ってどうしてもお盆の月なので、魚価が上がるじゃないですか。おまけに8月は底びきが休漁だから絶対値段がいいですよ。そのへんの事情はないのですかね。

飯塚委員 いやな質問だったかな。

伊原委員 でも質問しないと、我々も判断材料がないわけだ。

飯塚委員 ないのだ、だから今聞いてみたのだけだ。

佐藤主査 台風などで9月は出られないということだ。

飯塚委員 わかりました、いいです。そういうことしかないわけだろう。

議長 個人的には魚価の影響もある気はするけどね。ちなみに釣り人も8月に入ると根山には行かないですものね。

佐藤主査 9月は台風とかの影響で出られない日もありますので、8月前倒ししてもらいたいというよう要望。

議長 それだったら8月にやって9月やらないなってなるね、その理屈だったら。

佐藤主査 9月やらないではなくて、まあ延ばしてもらって。

議長 やっぱり盆魚の需要時期だからと思うけども。それで、資源が減ってもいけないので、1年ごとに見ていきましょうということなわけでしょう。

佐藤主査 はい。

議長 それでも減っていくような状態だったら、また1ヶ月に戻すと、いうことはあるわけだ。

佐藤主査 ありえます。

議長 ですよ。減ったら困るものね。はい。

飯塚委員 獲らせたいのは山々だけれども。はい、わかりました。

議長 まあいろいろな事情を推察した上で、我々は諮問案件を検討したいと思いますけれども。他に質問や意見ありますか。鈴木委員どうぞ。

鈴木委員 だいぶ昔の話だけど、やはり根山に刺し網を刺したいということで、本土側の方にめばるの一本釣りの漁業者が何人もいたので、その一本釣り漁業者にも意見を聴いて許可を出したという経緯があったと思うが、今回はあくまでもめばる刺し網漁業者の意向において許可の有効期限を延ばしたという格好ですか。

議長 わかりますか、そのへん。刺し網漁業者の意向なのか、一本釣り漁業者の意見もある程度反映しているのかという点はわかりますか。

佐藤主査 めばる刺し網漁業の許可を持っている方を対象に意見を聴いたときに出た要望ということになります。すいません、以前も延ばしてもらいたいという話が平成の初めくらいにあったようなのですが、4月から6月は資源的などころでできないということで、そのときは関係団体との調整もあって、あくまで操業期間は1ヶ月のみとしてきたという経緯はあったようです。ただ、今要望を挙げてきて、今昔調整していた関係団体の方もなくなったものですから、要望を入れてまずは8、9で許可できるかなというところで考えて8、9と今回はしました。

議長 ちなみに、飛島もだいぶ漁業者の数は減っているわけですが、この今の場所の刺し網の数というのはだいたい近年は同じような数で推移しているのですか。

佐藤主査 そうですね。資料にもあるようにちょっとずつ減ってきて、現在11あります。

議長 減少しつつあるのですね。

佐藤主査 そうですね、増えないで減少しています。

議長 漁獲量は減少しているという状況ではあるわけですね。はい。ということのようで、要するに、資源動向を見ながら1年ごとに判断していく、その結果、資源の減少ということがあれば、見直しも含めて1年という期間を設定したいという今回の諮問ですが、これについて皆さんよろしいでしょうか。

鈴木委員 いいですか。

議長 どうぞ。

鈴木委員 資源動向っていったって、わからないのだから、漁獲量だけでみるということ自

体がもうすごく不確実な要因だから、それはそれでもいいのだけれど、次に更新するときは、ごく少数だけれども、やっぱり一本釣りの業者もいるから、その人たちの意見も聞いてからの更なる期間の許可を出すという方向でどうかと思うのですけど。

佐藤主査 ありがとうございます。御意見として、はい。

議長 ちなみに8月に、めばるの一本釣りをやっているかどうかわかりますか、漁業実態があるかどうか。8月はサメが来て釣りが難しいと私は聞いているのだけれども、釣りにならないって。

鈴木委員 いや、根山でやるか鳥海でやるかアラバでやるか、そこはケースバイケースだけれども。加茂支所管内には2隻くらいいます。念珠関管内にも専門じゃなくてもめばる釣りはやっている。だから、以前の根山の刺し網をするときも1つの議論の問題が、移動して根山に1回付いたやつが陸側にずっと分散して魚が付くという中の1つの通過点で皆網に入れば山形県全体のこの陸の釣り場にめばるが付かないでしょうという論があったのなかなか根山での刺し網を許可できなかったという経緯があります。

議長 7年前、実際ありましたからね。そういった問題があるということ踏まえつつ、今回の諮問案件、特にこの内容で委員会としてはよろしいですという意見でよろしいですかね。いいですか、皆さん。

一同 はい。

議長 はい、ということで、この件は諮問案件ですので、委員会としては県の諮問内容について妥当であるというふうな見解の回答をしたいと思います。

第2号議案 小型いか釣り漁業の公示について（諮問）

議長 はい、続きまして、第2号議案、小型いか釣り漁業の公示について、これも諮問案件になっております。庄内総合支庁水産振興課の方から説明をお願いします。

加賀山課長 資料2を御覧ください。それでは、諮問文の方から読み上げさせていただきます。（諮問文を読み上げる）。詳しくは担当の方から御説明させていただきます。御審議よろしくお願いたします。

佐藤主査 こちらの諮問は、小型いか釣り漁業のうち県外船についての公示になります。こちらの許可については、当県の漁業時期の開始に合わせ、各都道府県分を2月海区に諮問しすでに5月1日から許可をしているものですが、今回青森県より1隻分追加で新規許可を受けたいという連絡がございました。そのため、今回1隻分の公示を出し、2週間の申請期間を設け許可を行うものです。そのため、制限措置等の内容については、前回諮問した同漁業許可と同じ内容となっております。説明は以上になります。よろしくお願いたします。

議長 はい、ありがとうございます。1隻希望の船が出たということですね。県外船のこの追加の許可について、諮問の理由についても説明があったわけですがけれども、皆さんから何か質問や御意見等あればお願いたします。

一同 (特になし)

議長 特に問題ないのじゃないかと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

一同 (異議なし)

議長 はい、ではこの諮問内容については当委員会としてはこれで妥当だという答申にしたいと思います。

第3号議案 手繰第一種漁業(機船手繰網漁業)の公示について(諮問)

議長 続きまして、第3号議案、手繰第一種漁業(機船手繰網漁業)の公示についてということで、これも諮問案件になります。庄内総合支庁水産振興課の方から説明をお願いします。

加賀山課長 資料3を御覧ください。それでは、諮問文の本文の方から読み上げさせていただきます。(諮問文を読み上げる)。詳しくは担当の方から御説明させていただきます。御審議よろしくお願いたします。

佐藤主査 こちらの諮問は、山形・新潟両海区入会協定に基づき、新潟県の小型底びき網漁業手繰第一種の漁業者に山形県側で許可を行うための許可内容につき諮問を行うものとなります。毎年この時期に、山形・新潟両海区において協定を結んだ後に互いの県において許可を出す手続を行っております。表になっている制限措置の内容につきましては、昨年同様で変更はございません。表にあります、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数につきましては、山形県と新潟県との漁業調整に関する協定、いわゆる知事協定を昭和51年に締結しております。その両知事協定に基づく操業区域と、両海区協定に基づく操業区域につき、併せて一つの許可として手続を行うものです。申請すべき期間は、7月1日から8月1日までとしており、有効期間は9月1日から来年8月31日までとして新潟県と事前に打ち合わせのうえ、同じ期間としております。条件につきましては諮問外なのですが、山形県内においての手繰第一種漁業の許可の条件と同じ条件を記載しております。こちらの内容については、事前に新潟県水産課とも調整した内容となっております。諮問の説明は、以上となります。よろしくお願いたします。

議長 はい。特に内容的に変わったところはないわけですね。

佐藤主査 ないです。

議長 はい、これにつきまして、皆さんから何か御意見御質問等ありましたらお願いします。

一同 (特になし)

議長 はい、ではこの諮問につきましては、この内容で妥当であるという会の意見としてよろしいですね。

一同 はい。

議長 はい、ではそのようにしたいと思えます。

第4号議案 令和4管理年度における特定水産資源の知事管理漁獲可能量について(諮問)
議長 続きます、第4号議案、令和4管理年度における特定水産資源の知事管理漁獲可能量について、これも諮問案件になります。庄内総合支庁水産振興課より御説明をお願いします。

加賀山課長 資料4を御覧ください。それでは、諮問文の本文の方から読み上げさせていただきます。(諮問文を読み上げる)。詳しくは担当の方から御説明させていただきます。御審議よろしくお願ひいたします。

大川主査 諮問文をめぐっていただきまして、「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」に関する令和4管理年度における数量を定める案をお示ししておりますので、御覧ください。知事名の後の方に具体的な内容について記載しておりますので、ご覧ください。

「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」に関する令和4管理年度、こちら令和4年の7月1日から令和5年の6月末日までの期間をいいます、この令和4管理年度における漁業法第16条第一項に定める数量は次のとおりといたしまして、1として、都道府県別漁獲可能量について、農林水産大臣から本県に定められた数量でございますが、量が少ないということで、現行水準ということできております。2といたしまして、知事管理区分に配分する数量でございますが、「山形県さば類漁業」で現行水準と定める案とさせていただきます。

資料の方をめぐっていただきますと、ズワイガニについて定める案となっておりますので、ご覧ください。やはり知事名の後になりますけれども、「ずわいがに日本海系群B海域」に関する令和4管理年度における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりといたしまして、1として、都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量でございますが、56トンでございます。2といたしまして、知事管理区分に配分する数量でございますが、「山形県ずわいがに漁業」に対して56トン配分いたしまして定める案としております。案につきましては以上でございますが、資料3参考として、国の水産政策審議会資源管理分科会の資料を当日配布資料としてお配りしましたので御覧ください。ずわいがに日本海系群B海域漁獲可能量の設定及び配分についてということで、記載がございますが、1枚目の資料の下の方に、参考2として当該海域のTACの推移がございます。令和4管理年度は500トンということで、令和3管理年度の510トンより10トン少ない数量となっております。500トンのうち、過去3年平成29年から令和元年までの3年の漁獲実績の比率に基づいて大臣管理区分と都道府県別の配分が出されております。資料の3ページ目、一番後ろに全体500トンのうちの分け方が載っておりますが、漁獲実績に基づいた配分ということで山形県では56トンとなっております。なお、留保の方は35トンありまして、もし不足が生じる恐れが出た場合は留保から放出する仕組みとなっております。御説明は以上です、よろしくお願ひいたします。

議長 はい。ただいまの説明につきまして、皆さんから御質問、御意見等ありましたらお願ひいたします。

佐藤栄一委員 先日たまたま底びきの役員会の席で、ズワイガニのTACの話が話題に上がりまして、去年確か80トンくらい？

大川主査 去年は57トンでした。

佐藤栄一委員 じゃあ1トンしか減っていないのか。

大川主査 そうです。

佐藤栄一委員 自分たちで1日3回の操業で自主規制をして、だんだん減らされたら困るのではないかと。やりたいたく自由に操業していたわけではなく、今ブランドの関係もあって、3月からガニも柔くなるから来年から水揚げしないようにしようという話も上がってきていたので、ますます水揚げに比例して3か年の実績で配分となると、それに響くわけだから、そのへんを強くいってもらいたいという話が出たので、TACを分ける時の話は県からできる話？

大川主査 その話ですね、私もその栄一委員がお聞きする前に聞いたのだと思いますが、その前にもそういう話が出ていて、まずどういうことなのかなというところで、ズワイガニのA海域の方で、ミズガニを獲らないという保護的な取り組みをやっている県に対してTACの優遇をされているという話を、いろんな県にお聞きする中で聞こえてきたので、それを水産庁の方にA海域で漁獲量だけではなくて保護的な取り組みについても考慮しているという話を聞いたのだけれども、そういったうちの県だと3回しか曳かないとか配慮しているという話をさせていただいたのですけれども、水産庁はTACの保護的な取り組みでそこを優遇するという話には直接は関与しないと言っていて、業界の方でこの県のミズガニの保護の取り組みは配慮すべきだというような、関係県や関係漁業ですね、そこで認めるというところがあって、そこは認められている。水産庁としてTACのそのやりとりは一切していないのだけれども、実際その関係県でみとめるということになったから優遇的な数字の配分になっているというお話だったので、山形県でそういった取り組みがもしあって、それを考慮した上でTACの数量を優遇してほしいということであれば、関係県に認めてもらって漁獲量だけでなくそういう取り組みでどれくらい優遇していいかというところを決めていかないと、水産庁はタッチしませんよという話をされたのですね。なので、関係している県、秋田、新潟や、大臣管理のところ、そういったところに働きかけて資源の取り組みを認めてもらえないかという交渉をしなくてはいけないのだなというところまではわかったのですが・・・。

佐藤栄一委員 では、留保分から優先でもらってというのは。

大川主査 もし配分が足りない、56トン以上獲っちゃうというときであれば、超えそうだなとなったときに留保分から追加して配分してもらえるという制度は今でもあるのです。でも56トンというのを最初から増やすということになると、B海域の関係者全員に3回曳きなら3回曳きで保護しているところを考慮してもう少し多く割合的にかさ上げしてもらえないかというようなことを認めてもらう方向で交渉していくしかないのではないかと水産庁には言われたところでした。

議長 今の話を整理すれば、あくまでも黙っていれば漁獲実績で決められてしまう、3回曳

きの自主規制をしても、そこは汲んでもらえない、汲んでもらうためにはB海域の3県で意見を調整しないといけない、それをしないのであれば、自主規制は逆に自分の首を絞めると、まあちょっときつい言い方にはなりますけど、そういうことですよね。

池田会長代理 これ、俺は前に聞いた覚えがある。以前、山形県で80トンから90トン台のTAC配分がきたときがある。そのときにどこにそういうズワイガニがいるのだと聞いたら、酒田、由良、鼠ヶ関と試験操業をやっているカゴに入ったものを換算してトン数が出てくると言われた。それで、30トンや40トンしかとれないのに80~90トンなどの数字が出てきて、それで言った経緯がある。だから、夏のかごの成績いかんによってはトン数が増えたり減ったりするのかなという解釈をしていたのだ、今までは。

大川主査 カゴの調査は資源調査の一環で、あのかにかごの調査などをもとに、最終的に500トンという数字が出てきているということでもいいですか。

高澤副所長 いいです。最終的には、係数などが関係するので考え方がわかってくると、同じ資源量であっても採れる上限は変わってくると。

大川主査 まず、かにかごの調査自体は資源量を算出していくための基礎データになるということですね。

高澤副所長 はい、基礎データです。

大川主査 それで、全体のTACの量というのを今回だったら500トン、かにかごのデータも加味した状態で500トンという数字が出ているのですけれども。

議長 かにかごのデータ自体は各県に流されてしまうわけね。この500トンというB海域の推定資源量を出すための資料なのね。

大川主査 ああ、そうですね。

議長 だから、山形県でたくさんカゴで獲れたからと言って、あくまでもそれはB海域のトータルの量を出すための資料だから、そのデータじゃ山形県にバックされるということはないということですね。

大川主査 はい。で、おおもとの500というのが出たら、あとはそれを漁獲の割合で分けていくので。

議長 資源保護の取り組みは、さっき言ったように、他県に認めてもらって調整しなきゃダメってことになるわけだ、最後はね。

飯塚委員 56トンじゃちょっと少なすぎてダメだと言えばこれはまた検討してもらえということでもいいのか。

大川主査 それは、さっき言ったように、国は県では56トンですよというのはもう決定事項なのでですね。

飯塚委員 案ではないのか。

大川主査 国から県にきたという意味では決定です。で、県の中で例えばそれを56トンまるまる漁業に充てるのではなくて、何々漁業には何トン、何々漁業には何トンにして、県として留保を例えば10トンにしましょうとか、そういう管理の都道府県もあるわけですよ。なので、うちの県は定められたものを全部ずわいがに漁業ということで、56トンを全部配分していますけれども、何々漁業に何トン、何トン留保何トンと決め方をする都道府県もあるので、私たちが諮問させていただいているのは、知事管理区分をどうするのかというところを決めるのをお諮りさせていただいている。

飯塚委員 罰則などもあるのか、56トンを超えた場合。その35トンをどういうふうにするかだつて国の方で決めるということだろう。

池田会長代理 56トン超えようとした場合には申請すればくれると思う。

大川主査 56トン超えちゃう、超えちゃいそうだと、いうときは配分をいただける。

飯塚委員 はい、わかりました。

議長 ちなみに今、山形県が3回しか曳かないという自主規制、このB海域では他県はそういう自主規制というのはあるのですか。

池田会長代理 秋田県の底びきではやっていない。

飯塚委員 56トンを超えそうな場合でもいややらないという場合もあるわけか。逆を言えば、マグロみたいに翌年減らされるとなればギリギリでも守っていくわけだ。今みたいに超えそうだったら申請すればもらえるということなら、それが間違いないのなら、超えそうでも若干だったらこれから申請すればもらえるやという安易な考えもできるからね。そういうふうには考えたらまずいわけだやっぱり。

池田会長代理 いや、俺はできると思う。沖底はできるから。俺は権限をもらっているから。

大川主査 超えそうになったら、留保の枠の範囲で追加配分。追加配分も1回じゃない場合もありますね。

池田会長代理 申請すれば35トンあるうちはもらえるということ。

大川主査 はい。35トンというくくりはありますけれども、もらえる。

飯塚委員 はい、ありがとうございます。

議長 まあ、マグロみたいに翌年から削られるということではないですね。1つ聞きたいのは、今の3県の調整、山形県これだけ自主規制を頑張っているのだから、それをもっと

評価してよという3県の連絡のような作業というのはこれまでしたことはあるのですか。

大川主査 ないです。

議長 なければ、なるべく56トンの枠に近づけて獲ったほうが翌年以降の配分は増えるということになりますか、ギリギリ寄せた方が。

大川主査 3ヶ年の平均ということになりますが、獲れるものであれば獲ったほうが次の枠は増える。

議長 だから長期的な視野に立って自主規制を一生懸命やっている、どんどん割り当てが減らされるという弊害があるわけだ。

佐藤栄一委員 そこを心配しているのだ。まあ後で留保はあるけれども、だんだん減っていくわけだろう。

議長 だから、3回規制をやっているわけだけれども、枠が余るようだったら3回規制を途中から4回規制に変えて枠ギリギリまで獲るというのもあるのかなど。

飯塚委員 試験操業の結果が反映するというような話を言っていたが、そのへんは反映度合いなどはどうやってやるの。

高澤副所長 規制すると、それだけ山形県の資源が保全されるということなので、3回規制は継続すべきだと思います。ちなみに、新潟県あたりを見ますと、かなり資源が減っているというようなコメントも新潟の国の研究機関から聞こえてきています。それで、確かに過去の実績は配分割合に結構効いてくることがあるので、この山形県の実態を踏まえて、単に過去の漁獲量だけをもって配分量を決めないでほしいということはどこかで訴えていかないととは思っています。3回の操業規制というのが今ははっきり表れていませんけれども、何もしてきていないところと比べて資源の保全の度合いが高くなると思うので、それであまりにも生活が困るという形なら考えていかないといけないと思うのですけれども、現状の3回の自主規制というのはいいことだと思います。

飯塚委員 ある程度、県の配分に力関係もあるのではないかという気がする。例えば念珠関の場合、隣の山北の方では1日中ガニ曳きをやっているわけだ。我々は3回で規制して我慢してやっているわけだ。そういった分も加味しないで決めましたから、はい、というような形でオクケーしていると言え言えすぎだけど、言い過ぎだろうけど、やっぱりそこは声を大にしてここまで規制してこのトン数で頑張っているのだということ、やっぱり力関係を出してやって56トンを70にするとか80にするとか、そういった無法地帯で獲っているのと、獲った量で比較されてこういう割り当てになるのはまずいということで力を出してもらいたい。

佐藤栄一委員 そこをお願いしたい。

議長 3回で規制して、鼠ヶ関で増えたカニが山北に移動するかもしれないしね。

飯塚委員 ただ獲ってくる量だけなら、無法地帯で1日やってきてギリギリもらった方がいいもんな。ゆるいのよ、ほんと目と鼻の先でだ、そういうことをやられるの、やられるといったら語弊があるけれども。そこをフォローして、こういうことを納得するとか、意見を言ってやってくださいよ。

佐藤栄一委員 声を上げてください、お願いします。

議長 3回の自主規制、これを他県に認めてもらえて、他県との意見が調整されて、その結果として山形県の割当が増えるとなれば一番いいことなので、今言っていることを他県にアピールするという活動はなかったというのはまずいかなと言うふうに思います。アピールしなかったら実績だけで決まってしまうわけだから、今言ったように一生懸命他県のためにカニを育てているようなものじゃないですかね。それはまずいので、そのへんはちょっと考えていかないと。

池田会長代理 他県に要望するというのはおかしいけれども、先ほど佐藤委員が言ったが、ミズガニになってからでも5月いっぱいとか獲っているわけだ。やっぱりある程度の規制を、山形県は3月いっぱいやめるとかいうことになれば、各県が同調してそういう取り組みをやらしてもらえないとか、回数はまた後の話だが、ミズガニになって安くなったものを獲るといふことであれば、まずそのへんの規制から同調してもらおうとか。海の広さが新潟は山形の何倍もあるから、回数の規制はまずは脇に置いて、安くなったミズガニに対する規制を3県で何とかならないかというようなやり方も、1つの手ではないかなと思う。

議長 これはやっぱり3海区で集まらないとダメなのではないですか。ずっと最近やってないけど。

飯塚委員 認識不足で申し訳ないが、これは1隻沖底がいるわけだけれども、それは56トンから外されているわけか。

池田会長代理 俺は140キロです。これは56トンの中には入っていない。だから、留保枠をもらっているのだ。

飯塚委員 沖底は莫大な量だから。わかりました。

議長 そのへんは3県の調整はぜひお願いしたいということですよ、願わくは山形県の枠を増やすために。それとも3県で調整する機会というのはあるのですか。

大川主査 いや、現行ではちょっとないです。

議長 3海区の話し合いで議題にできないの。ちょうどB海域と3海区一緒じゃない。こういう問題って3海区で議題になったことはないですよ。

事務局 ないと思います。

議長 ないですよ。これは3海区が一番いい機会のような気がしますよね。でも今年はまだ間に合わないから、来年山形県開催だっけか。

事務局 そうですね、1周回ってきましたね。

議長 ああ、来年山形県か、じゃあ、山形県はこれをメインの議題に来年はしてやらないと、どんどんさっき言ったように正直者が損をするといったようなパターンに陥ってしまいそうな気がするので、ここはやっぱり何らかの恰好で権利を保全しないとまずいのではないですかね。山形県の資源を増やすにはいいことかもしれないけど、それを獲れないと意味ないですからね。増やして獲らないというね。ちょっとそのへんどういう場で3県の意見を調整するかとかいうこと、まあこの3海区も絡めてちょっと検討したらどうですかね、将来的にね。

事務局 はい。

議長 今回の諮問内容はあくまで割り当てられた56トンが前提になっている。それは今回のものはどうしようもないので、一応諮問内容としては一応これで問題ないのではないかと私は思いますけど、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。鈴木委員何かありますか。

鈴木委員 俺はガニを獲らないからわからないが、参考意見だけど、やっぱり議長さんが言うように、せっかく3県で会議があるのだから、ここでもカニの管理の意見交換を、1回で出なくても、3年でも5年でも例えば10年かかってもいいから意見交換の場を作るということは有効かもしれない。あと、もう1点は、今の栄一委員の意見もすごくわかるし、底びきの人たちの話もわかるのだが、何でTACをするかということに1回問題を戻した場合、56トンがいいのかどうかはわからないが、じゃあ例えば100トンにしました、100トンで山形県のこれだけしかないガニ場で果たしてそれが継続して漁場としてのカニの資源を持続できるのかという問題も当然出てくるのだろうと思うし、まあそれができないから今3回規制とかミズガニを曳かないとかやっているのだから。ただ、1つのサンプルだが、マグロの場合各エリアに振り分けました、それが管理できなくて県に振り分けました、そのベースが過去の実績だった。でも、過去の実績で振り分けられることによって、獲れるところはいっぱい獲れるけど獲れないところは獲れない。でもこれだけマグロの資源が増えてきて、過去のデータだけでは不公平感が出てきて守られない制度になるので、そこは過去の実績もいいけど、平等割という考えも入れてくれと何回も会議で水産庁の人には言ったのだ。だから、最初はうんと言わなかったが、今は平等割的な分配方法も若干は加味されるようになってきました。だから、まず、水産庁のいいなりではなくて、水産庁を変えた方がいい、変えるためにどうするかをみんなで

考えて議論したほうが良いと思います。ということをする、56トンが良いのか、100トンが良いのかわからないが、もうちょっと違う議論ができるのかな、建設的な考え方ができるのかなと思います。以上です。

議長 はい、ただ、今3県の調整の結果、山形県の配分量が増える可能性がある話がありましたけれども、それはあくまでもB海域に対するTAC配分の500の範囲の中でということですね。500を600にするということではないですね。例えば新潟県ちょっと獲りすぎなので譲ってよというような話なわけでしょう。

鈴木委員 いや、だから、本当は資源量を測るためにかにかご、それも一つの方法だし、ただ、それだけではない資源量の計測の仕方って、例えば最上で資源調査をやっているけれど、そこをもっと頻度を上げて山形県の現状をもっと把握するとか、いろいろ県の事情にそった資源調査というのがあると思う。だから、水産庁がではない、山形県がどうするか、あくまでも水産庁はサブだから、という考え方はどうかなと俺は思います。

池田会長代理 各県の水揚げ状況はどのくらいなのか。新潟県は350トンくらいあるわけだ。実際200トンくらいで終わっているのか。

大川主査 すみません、ちょっとすぐにはわかりません。

議長 確かに各県の消化率というのは見たいですね。3県を調整する上でもね。そういった資料もとっていただければと思いますので。

大川主査 山形だけではなくて、秋田、新潟の漁獲量も合わせて知りたいということですね。

池田会長代理 うん、ここに脇に書いて、実際はこれだけ獲っている、例えば新潟は350トンの枠に対して200トンしかとっていない、などがわかるいろいろな考え方が出てくる。記載してもらえば参考になるかと思う。

飯塚委員 比較するのはいい、実績と予定数量どういう割合でもらえたものなのか。

議長 そうですね。ということで、すみません、今日の諮問案件はあくまで山形県に対する水産庁からの配分が56トンだということの、その使い道に関する諮問案件ですが、それはまた別の将来的な話題の話になりますので、とりあえず諮問案件につきましてはこの内容で特に異議ないということによろしいですね。

一同 はい。

議長 はい。では今の県の枠を増やすことについてはさっき言った3県の調整が必要だし、水産庁の方にも伺わなくてはいけないので、これについてはこれまで具体的な行動に繋がっていなかったということが今日わかったので、それについては3海区を使うか何を使うかということはあるんですけど、いろんな伝手を使ってやっていこうということを確認事項としたいと思います。

第5号議案 新潟・山形・秋田3海区連絡協議会の提出議題について

議長 では、第5号議案、新潟・山形・秋田3海区連絡協議会の提出議題について、これについて事務局の方より御説明をお願いいたします。

事務局 資料5を御覧ください。前回の委員会で3海区連絡協議会での提出議題について協議いただき、昨年からの規制が始まったクロマグロの遊漁の広域委員会指示について今年6月1日からは更に大型魚について1人1日1尾までの保持という採捕制限が新たにできてことも併せ、この広域委員会指示の規制について、秋田・新潟両県の取り組み状況の情報交換などを行いたいということで1つ議題をまとめるというお話になりました。そのことについて、今回資料5に案をお示ししましたので、御説明させていただきます。

1の照会事項といたしまして、レジャー船によるクロマグロ採捕の実態の把握状況等についてでございます。広域漁業調整委員会指示により、令和4年6月1日から遊漁によるクロマグロ採捕について、30キロ未満の小型魚の採捕禁止、これは令和3年6月からの規制の継続となっております、30キロ以上の大型魚の採捕制限、具体的には1人1日1尾までの保持、ということで昨年の採捕報告のみという規制から今年はさらに尾数制限が加わりましたが、この規制について、各県の取り組み、周知の状況や現状把握、実態調査等の状況、それに関する課題・問題点について情報交換したい、としております。

2の提案理由ですが、新潟・秋田両県がどういう対応を考えているか、また新たに加わった1人1尾持ち帰りという制限をどうやって実効性を持たせるか、について、実行していることがあれば参考としたいためとしております。

【山形県の場合】としまして、前半は県の取り組みについて、後半は課題・問題点について記載しております。

まず、本県の取り組み状況についてですが、当該委員会指示内容を県内遊漁船関係団体等へ通知するとともに、ホームページ等でも周知しました。鼠ヶ関マリーナや酒田小型船舶安全協会などには直接水産庁の方から周知の依頼がされており、チラシやポスター等も直接配布されておりますが、それ以外の鶴岡小型船舶安全協会、県漁協、堅苔沢マリーナクラブですとか、遊漁船業者、釣具店、酒田海上保安部などにも周知しております。また、県のホームページから水産庁のクロマグロ遊漁のホームページへリンクを張って周知の対応をしております。

また、6月9日に新潟漁業調整事務所が県内のプレジャーボートスポットに赴き、遊漁船やプレジャーボートに対して広域委員会指示にかかる周知・協力要請を行いましたので、県職員も同行いたしました。プレジャーボート及び遊漁船計15隻に対し、クロマグロ遊漁の広域委員会指示について協力依頼を行いました。当日はあいにく漁業においても漁獲の少ない状況でしたので、クロマグロを釣って持ち帰った遊漁者はいませんでした。

ここまでの周知や把握の状況になります。

この記述以降はあくまで県の考え方ですので、海区の委員の皆さんの考えるところとは必ずしも一致するものではないと思いますが、まず読み上げさせていただきます。山形海区委員会では調査をするべきという議論が盛んとなっていると思いますが、遊漁という不特定多数の相手に対する委員会指示という規制の性質上、県としては当該委員会指示を守らせるということには限界を感じているところです。

委員会指示を1回違反しただけでは刑罰法規違反とはならないために、事実確認等はあくまで任意で行うこととなります。不特定多数の遊漁者に対して外観から容易に確認できない事実に関して規制をかける委員会指示を発出すること自体がその実効性を担保できない主因となっていると考えております。遊漁も適切に管理し取り締まることが必要ということであるならば、早期に直接罰則がかかるというシステムに組み込む等規制のあり方自体を変える必要があるというところが課題かと考えております。案文については以上となります。

これについては、県の取り締まりなどの考え方の話もありますので、一旦休憩をはさんでいただくということか可能でしょうか。

議長 何か打合せしたいの。

事務局 打合せではないのですが、結局この話をしようとする、取り締まりの考え方についてある意味手の内を明かさないと御納得いただけないようなこともあるのかなと思っっているのです。

議長 委員の納得ということ？

事務局 そうです。実情的なお話をさせていただきたいと思うのです。

議長 いいですよ、休憩して打ち合わせてもらって。

———休憩———

議長 再開です。議事録載ります。

鈴木委員 この資料ですけど、3県会議の照会事項にこれだけの山形県の場合の回答という文面を載せていいですかということの提案ですか。

議長 はい。照会事項の全体です。

鈴木委員 3県会議用の資料としてこれを提示しますよということで。

議長 はい。

鈴木委員 これでいいかということ。

議長 回答は第1段落、第2段落、第3段落、3つの段落ありますよね。

鈴木委員 3段目の文というのは、これは水産課としての協議しての回答なのか、大川さん

の主観が多く入っているような文面なのか、なんでしょう。

議長 これはたぶん一体です。

鈴木委員 え。

議長 大川さんが起案し、ちゃんと上の方に決裁をとった内容、ですかね。

大川主査 はい、私の私案ではありません。

議長 公的な見解になります。

鈴木委員 わかりました。だったらまず、1つはこの文面からすると、大型魚1日1本の規制はありますけど、遊漁者を外観から確認することができないということで、まずは黙認でいいわけですね。規制はあっても、周知徹底に徹するという。

議長 取締りが難しいということになりますね。

鈴木委員 ああ。だから、俺も厳しい意見も言ったけど、ルールを守って、漁船がいれば遠く離れて楽しんでる人もいます。規制やルールをちゃんと守ってやっている人にどうのこうの言うつもりはないけど、中にそういう人がいるんですよということなものだからね。もう少し鮎とムチを使い分けての規制というものを考えてはどうですかということ、いろんな厳しい意見も言った中での1回の違反ということも言ってしまったけれども、例えばだけど、取り締まると言ったって、もっといろんな方法があるはずだし、だから、悪いけど、今まで山形県の魚礁の問題もだし、ごち網の問題もだし、皆黙認はする、それが規制が撤廃ならみんなフリーじゃん。これが、沿岸の山形県の大きな問題になっている。これからは若い人がどう考えるかがあるけれども、ごち網なんかは酒田の人たちは特に被害を被っているじゃん、3トン未満は。おめえらが、皆黙認してきたからこういう結果になっている。だから、最初のうちに、ある程度の規制を設けて鮎とムチを使い分けて、で山形県の水産業をどうやって使って、この畑をどうやって管理するのかをおめえらが示さないとダメだと言っているのだ。だから、鮎とムチを使えばいいし、その1つの象徴として、1発アウト的なことも選択肢として入れてはどうですか、自分たちの海、漁師が権利あるのではない、みんな使っている。ただ、コラコラと言わなければいけない。そこはちゃんと線を引く。確認できないなら、確認できないでしょうがないけど、前にも言ったが、山形県だけでも、月峯だけでもしないのか。それで、新潟から（水産庁を）毎年呼べ。で、ちゃんとやりますって謳えばそれでいいじゃん。捕まえなくてもいいから。だから、自分たちがどうするか考えながら、法的な問題は絶対逃げ口があるから、法的な問題で規制することはほぼ無理だと思う。だから、何でかを周知し、これは守ってもらわなければこういうことがありますよというのを提示しながら、臨検的な方法もしながらという。そうでないと実効性がないから、とは思いますが。どうも話を聞いていると、大川さん1人で四苦八苦しているから、あとお前方はかやの外だろう、と俺は言いたい。動けよ、お前方が。

議長 ということで、だいぶ議論が詰まってきましたけれども、とにかく、1違反直ちに罰則というものに変わってくると相当取り締まりがしやすくなるのですよね、だから事実

なのでですね。そこに行きついたということです。それを大川さんもここで書いているわけです。早期に、直ちに罰則が適用されるようなシステムが必要だと、まさにそこなのです。まあ、ちよつと時間がかかるとは思いますけどね、これは。

ということで、これをこちらの提案+県からの回答案ということで、これを他県に照会するというこのことについて、よろしいですか。一応、第3段落は今までの山形県にはないきつuitーンになっていますけれども、まあ、山形県の新たな決意を示すために、私はこのまま出してもいいと思っていますけど。皆さんがいやこれはまずいというのなら考えますけど、どうでしょう。

議長 皆さん、よろしいですか。

鈴木委員 これだと、何の資料かわからない。規制のために何をするかという動きが見えない。

議長 いや、結構わかるのですよ。1回違反じゃだめだからというのが、今の主制度なので、それを1回違反で直ちに罰則を適用し。だから、分かりやすくするならば、ここに、例えば、直ちに1違反1犯罪というふうになって、直ちに強制捜査ができるような制度に変える必要があるというようなことを分かりやすく書くという手もあります。私はこれで分かってしまうのですが、まあ一応法律で飯食っているから、そういうところも分かりにくいとすれば、少し表現変えて、1回の違反直ちに刑罰法規に抵触するということにして、もう違反を見つけたら直ちに強制捜査ができるような制度にしてほしいというふうに分かりやすく書くのであればそう書きます。

鈴木委員 ああ。

議長 そういうことをこれは言っているのだけれども、たぶん読んだ人がすぐわからないので、そこを分かりやすく書くのがいいのだったら、そこをちよつと書き換える。そういう思いなんです、大川さんは。

伊原委員 まず、これだって完璧なものはないわけだから、やはり問題提起すると、一石を投じると、こういうふうで私はいいと思います。

議長 最後の段落、1回違反すると直ちに罰則を適用することによって、直ちに強制捜査が可能になりますと、そういう制度が最終的には必要じゃないかということで分かりやすく書き替えますかね。そのようでもいいですか、その方がわかりやすいでしょう。

一同 はい。

議長 ではそういう格好で一部書き直して出すということでよろしいですかね。

一同 はい。

議長 ではそういうことで、第5号議案、一部修正のうえ、皆さんの承諾を得たと、いうことにさせていただきますと思います。

議長 全体のことでその他何かありましたら。まず委員の皆さんから何かあれば。

飯塚委員 今マグロのレジャー船、遊漁船が獲った、獲らないのは無しがあったが、指導していくという意味合いで、月峯さん何か自分たちでこういった指導をしていきたいなとう何か考えはないのか。

菅原船長 今実際にやっているのは、大川さんと新潟の国の人たちと一緒に、入ってくる船に対してチラシを配って周知はやっています。そこしか今のところやっていないです。

飯塚委員 まずはそこまで？

菅原船長 はい。

飯塚委員 はい。

鈴木委員 まき網が来る場合組合の事務局の方に連絡が入るはずだけど、それは代表者だけじゃないから、入るといふ連絡をやるということは無理でしょうか。

(県漁協佐藤課長から「できる」の声あり)

鈴木委員 実は、まき網ということを言われて、いや、そんなの夜中だし電話もできないしわからないと思って、今思い出して。もしそういう情報があったときは代表者だけでもいいから入りそうですよということをするシステムってどうでしょうかと思ったものだから、もしオッケーならお願いします。

本間委員 念珠関の方では、連絡来ます、漁協の方から。何々丸が何日に山形県沖に入りましてすぐきます。

鈴木委員 そうなの。じゃあ健生にも来ているのかな。

本間委員 健生っていうか、大瀬の方のLINEで漁協の方から来る。

鈴木委員 ああ、大瀬にはいつているのか。わかりました。

(県漁協佐藤指導課長から「鶴岡どうしたらいいですかね」の声あり)

鈴木委員 健生でもいいし、だれか代表者に連絡すればいいのではないかな。わからない。

飯塚委員 LINEグループ作ればいい。

伊原委員 我々なんかカヤの外だ。

飯塚委員 そういう今の技術を使わなくてはダメだよ。漁師といえども遅れてはまずいから。見るだけでいいのなもの。


議長 では事務局の方から何かありますか。


事務局 次回、7月に開催する必要がございます、7月26日にお願いしたいです。

議長 私は大丈夫ですよ。では、皆さん、次回予定は7月26日午後1時半ということで、御予定ください。他はとくにありませんかね。では本日の海区漁業調整委員会をこれで終了したいと思います。長時間にわたる審議ありがとうございました。

上記のとおり第414回山形海区漁業調整委員会の審議した顛末を記し、相違ないことを証明するため記名押印する。

令和4年6月21日
山形海区漁業調整委員会

会 長 加藤 栄 

委 員 鈴木 重作 

委 員 飯塚 厚司 